

沖 生 企 第 4 1 3 号
平 成 2 9 年 1 月 1 9 日

沖縄県調査業協会 御中

沖縄県警察本部生活安全部
生活安全企画課長



加盟業者に対する法令遵守の徹底指導等について（要請）

探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者は、探偵業務を行うに当たり、法令を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することがないようにすることが求められているところですが、平成28年12月15日の独立行政法人国民生活センターの報道発表によれば、アダルトサイトとのトラブルを解決しようと消費者がインターネットで相談先や解決方法を検索し、「無料相談」、「返金可能」をうたう窓口に相談したところ、実際には探偵業者や探偵業者を名乗る業者等に「アダルトサイト業者の調査」を依頼していたことが分かったため、キャンセルしたいなどとの相談が急増しているとのことであります。このような行為は、国民に不安を与えるとともに、探偵業に対する社会的信用を大きく損なうものであります。

警察といたしましては、これら行為に対して、厳正に対処するとともに、法令遵守の徹底に向けた取組を一層強化し、探偵業務の適正な運営の確保に努めていく所存であります。

貴協会にあっても、引き続き、研修会や機関紙等様々な機会において、加盟の探偵業者に対する法令遵守の徹底等の指導を強化し、また、この種営業行為に対する注意喚起に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、法に基づく探偵業の届出業者であるか否かにかかわらず、この種営業行為を行っている、又はその疑いのある業者の情報を認知した場合には、速やかに警察への情報提供等をお願い申し上げます。